院　内　掲　示

当院は保険医療機関です。

○自立支援医療

当院は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により更生医療を担当する保険医療機関（腎臓に関する医療）として、認定を受けています。

○保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

医療機器材料			介護用品(品名)	入数	
止血ベルト	２本入	６０５円	リリーフパワフル尿とりパッドスーパー２番	３２枚	８８１円
生活用品			リリーフパワフル尿とりパッドワイド３番	３０枚	１，２０６円
エプロン	１枚	３１円	リリーフパワフル尿とりパッドワイドロング４番	３０枚	１，２０６円
病衣（ガウン）	使用毎	８２円	リリーフパワフル尿とりパッド夜用５番	３０枚	１，９２１円
病衣（上）	使用毎	６１円	リリーフ尿とりパッドナイトロング６番	３０枚	１，９２１円
病衣（下）	使用毎	５１円	リリーフフラットタイプ	２８枚	９２３円
洗濯代	１ｋｇ	６５７円	リリーフ紙パンツ専用Ｐ安心Ｆ無香	３６枚	９８７円
プリペイドカード（テレビ８９０分）	１枚	１，０００円	リリーフ超うすリハパン　ＳＳ－Ｓ	２０枚	１，４１０円
レジ袋（プラスチック製買物袋）	１枚	１０円	リリーフ超うすリハパン　Ｍ－Ｌ	１８枚	１，４１０円
ボックスティッシュ	１箱	８４円	リリーフ超うすリハパン　Ｌ－ＬＬ	１６枚	１，４１０円
ボックスティッシュ（５箱入）	１パック	４２０円	リリーフパワフルテープ止め　Ｓ	３４枚	３，５５７円
文書料（診断書等）		１，１００円～ １１，０００円	リリーフパワフルテープ止め　Ｍ	３０枚	３，３５２円
			リリーフパワフルテープ止め　Ｌ	２６枚	３，３５２円
			大人おしり拭き	５０枚	１６０円

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての実費や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は法令により認められておりませんので、負担をお願いすることはありません。

○時間外診療

緊急の必要性はないが、患者様の自己の都合により、当院の表示診療時間内に診療を受けられない場合、患者様の希望により保険点数の時間外加算に相当する額(時間外８５０円、休日２，５００円、深夜４，８００円)の徴収が認められることになりました。

以下の施設基準を届け出ている医療機関です。

1. 人工腎臓　慢性維持透析を行った場合1
2. 透析液水質確保加算／慢性維持透析濾過加算
3. 導入期加算1
4. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算（連携医療機関：岡村病院）
5. 腎代替療法診療体制充実加算（連携医療機関：島津病院）
6. 16列以上64列未満のマルチスライスCT
7. がん治療連携指導料（連携医療機関：高知赤十字病院）
8. 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
9. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当院は、継続的に賃上げに係る取組を実施している医療機関として届け出ています。

診療時間	月～土曜	午前　9：00　～ 12：00
	月・水・金曜	午後　2：00　～　6：00
休診	火曜午後・木曜午後・土曜午後・日曜・祝日	

なお、詳細は窓口でご相談ください。

須崎市西古市町３番１５号
医療法人仁栄会　島津クリニック
管理者　院長　杉田　治
℡　０８８９－４３－０００３

一般名処方加算について

当院では、薬剤の一般名を記載した処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者さまに必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

同じ成分であれば、同じ効果が期待できるとされています。

一般名処方では、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されます。患者さまの混乱を防ぐため、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さまに十分に説明することを心掛けておりますが、ご不明な点はお気軽に医師へお問い合わせください。

令和５年４月１日

島津クリニック　院長

下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では人工透析時に下肢末梢動脈疾患指導管理加算を算定させていただきます。

専門的な治療体制を有している岡村病院と連携し、必要に応じて紹介しております。

＜連携医療機関＞

医療法人岡村会　岡村病院

高知市入明町 1-5

ＴＥＬ　０８８－８２２－５１５５

医療法人　仁栄会

島津クリニック　院長

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成２２年４月１日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成３０年４月１日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

患者のみなさまへ

令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の２分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

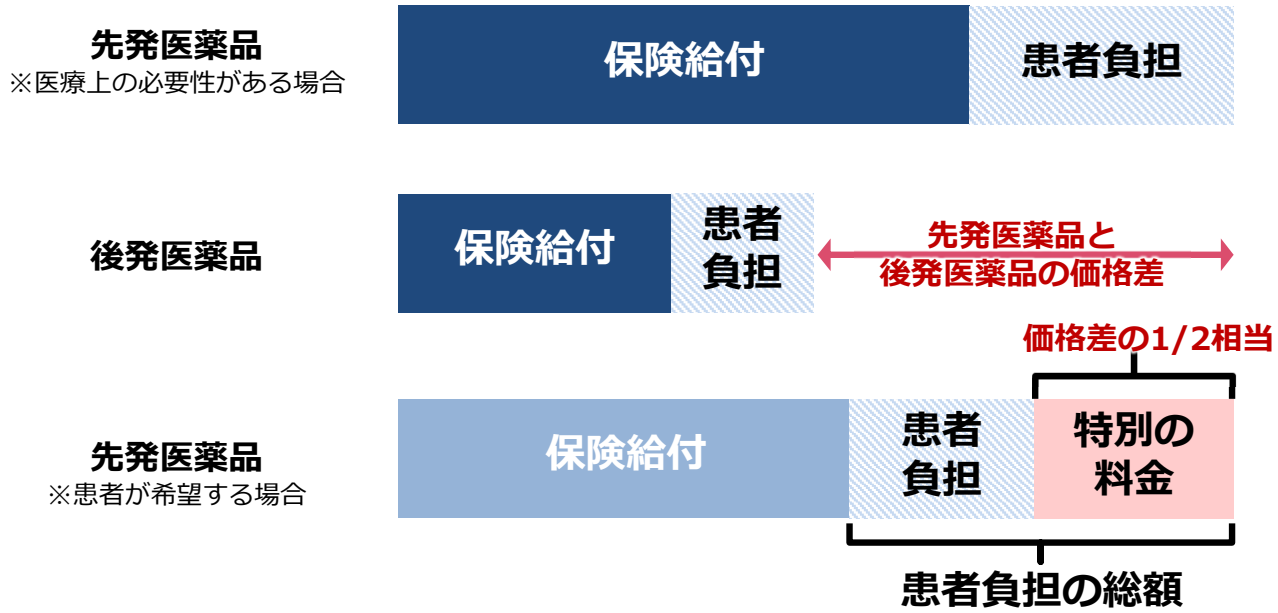

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が２分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和８年６月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

マイナ受付対応中

電子処方せん 対応施設です

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた
処方せんを電子化したものです

患者さんが電子処方せんを選択し、
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんの
お薬情報を参照することに対して、同意することで、
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報に
もとづいた医療を受けられるようになります。
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけではなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ことができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

長期処方・リフィル処方せんについて
当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- **28日以上の長期の処方を行うこと**
- **リフィル処方せんを発行すること**

のいずれの対応も可能です。

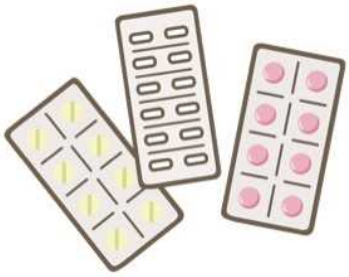

※　なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。

同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

i. 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大３回まで）
ii. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
iii. 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
iv. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
v. 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。